

津奈木町子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月

津奈木町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と主旨	2
2 計画の法的根拠と位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制と方法	4
第2章 津奈木町の現状	5
1 人口・世帯の状況	6
2 子どもと家庭の状況	8
3 婚姻及び就労の状況	9
4 アンケート調査結果の概要	12
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	20
2 計画の方向性	20
3 子ども・子育て支援新制度の概要	21
4 教育・保育提供区域の設定	24
5 取り組みの体系	25
第4章 子ども・子育て支援給付	27
1 施設型給付	28
2 地域型保育給付	28
第5章 地域子ども・子育て支援事業	35
1 地域子ども・子育て支援事業等	36
第6章 津奈木町での取り組み	45
1 職業生活と家庭生活との両立の推進	46
2 要保護・要支援児童への取り組みの推進	47
3 子どもと保護者の健康づくり	49
4 地域における子育て支援	50
第7章 計画の推進に向けて	53
1 計画の推進体制	54
2 計画の進行管理	54
資料編	55
1 津奈木町子ども・子育て会議条例	56
2 津奈木町子ども・子育て会議委員名簿	58
3 支援事業計画策定の経過	59
4 用語解説	60

第 1 章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と主旨
- 2 計画の法的根拠と位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制と方法

1 計画策定の背景と主旨

近年、我が国においては、急速な少子化等を背景として、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し続けています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑・多様化しています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められています。

平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。

津奈木町では、「津奈木町次世代育成支援後期行動計画」を「次世代育成支援対策推進法」に定める「市町村行動計画」として、この計画に基づき、本町における子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、本町においても少子化や世帯規模の縮小、さらなる子育てに関するニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「津奈木町次世代育成支援後期行動計画」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「津奈木町振興計画」や、その他関連計画と整合性、連携を図って策定したものです。

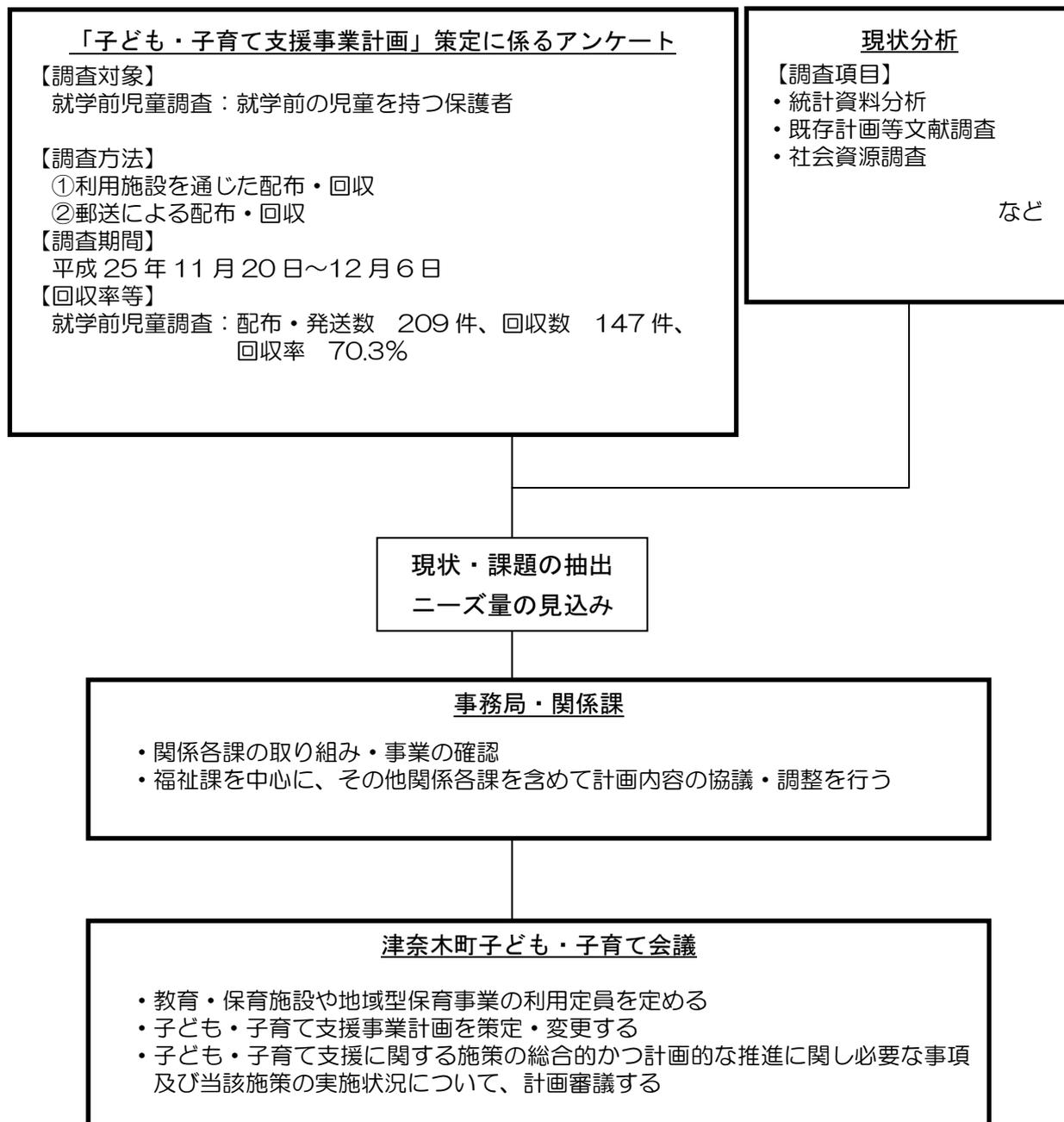
3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
次世代育成支援後期行動計画									
					子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制と方法

「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等にあたっては、「市町村子ども・子育て会議」を設置することができるとされています。本計画の策定においては、「津奈木町子ども・子育て会議」が同法で定める「市町村子ども・子育て会議」の役割を担うものとして位置づけました。



第 2 章 津奈木町の現状

- 1 人口・世帯の状況
- 2 子どもと家庭の状況
- 3 婚姻及び就労の状況
- 4 アンケート調査結果の概要

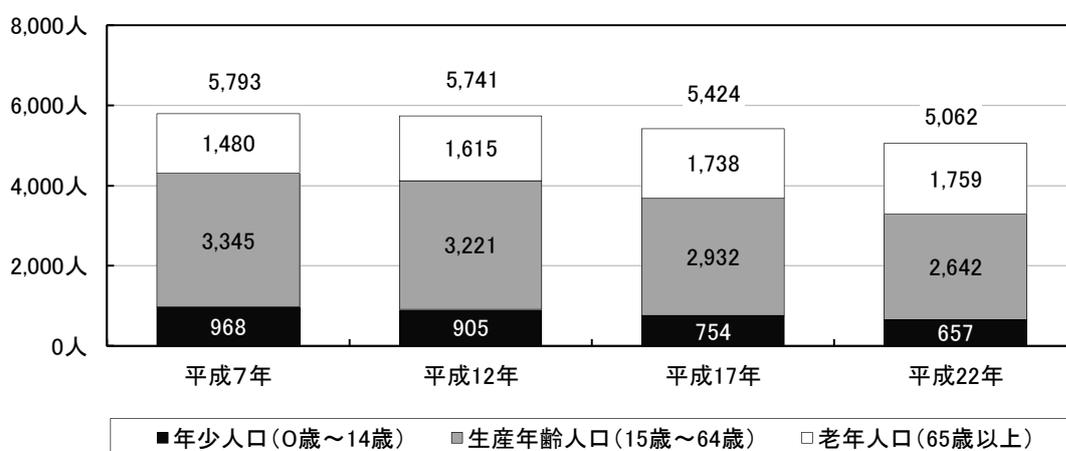
1 人口・世帯の状況

(1) 年齢3区分人口構成の推移

本町の総人口は、平成7年の5,793人から平成22年の5,062人と、15年間で731人減少しています。

年齢3区分別にみると、老年人口(65歳以上)は増加しているものの、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)は一貫して減少しています。

<年齢3区分別人口構成の推移>



資料：国勢調査

単位：人

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	5,793	5,741	5,424	5,062
年少人口(0~14歳)	968	905	754	657
構成比	16.7%	15.8%	13.9%	12.3%
生産年齢人口(15~64歳)	3,345	3,221	2,932	2,642
構成比	57.7%	56.1%	54.1%	52.2%
老年人口(65歳以上)	1,480	1,615	1,738	1,759
構成比	25.5%	28.1%	32.0%	34.7%
年齢不詳	0	0	0	4

資料：国勢調査

(2) 世帯構成の推移

本町の世帯構成の推移をみると、一般世帯総数は、ほぼ横ばいの傾向で、平成22年では1,820世帯となっています。

また、一般世帯人員数では平成7年の5,751人から平成22年の4,985人と減少しています。核家族世帯の中では、女親と子どもの世帯、単独世帯が増加傾向にあります。

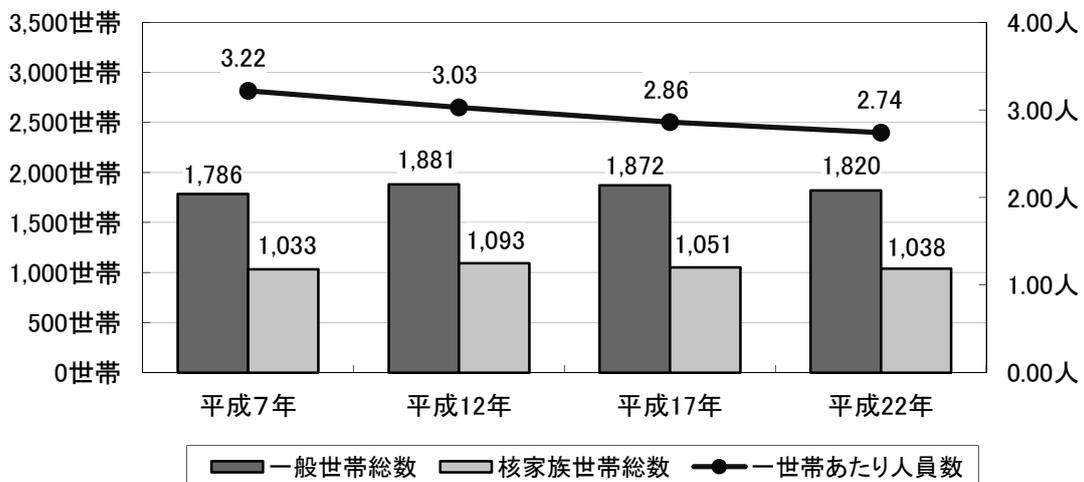
<世帯構成の推移>

単位：世帯

	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯	一般世帯人員数
		親族世帯総数	核家族世帯					その他の親族世帯			
			総数	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども				
平成7年	1,786	1,539	1,033	428	491	19	95	506	5	242	5,751
平成12年	1,881	1,564	1,093	443	501	27	122	471	6	311	5,701
平成17年	1,872	1,488	1,051	436	456	25	134	437	4	380	5,361
平成22年	1,820	1,431	1,038	424	418	28	168	393	6	382	4,985

資料：国勢調査

<世帯数及び一世帯あたり人員数の推移>



資料：国勢調査

2 子どもと家庭の状況

(1) 6歳未満・18歳未満の親族のいる世帯の推移

6歳未満の親族のいる核家族世帯の数をみると、平成7年から平成22年まで増減しており、平成22年で102世帯となっています。

また、18歳未満の親族のいる核家族世帯の数においても、6歳未満同様平成7年から平成22年にかけて増減はあるものの、平成22年では262世帯となっています。

<6歳未満・18歳未満の親族のいる世帯の推移>

単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数 ①	1,786	1,881	1,872	1,820
6歳未満の親族のいる核家族世帯数②	110	135	109	102
構成比(②/①)	6.2%	7.2%	5.8%	5.6%
18歳未満の親族のいる核家族世帯数③	284	303	266	262
構成比(③/①)	15.9%	16.1%	14.2%	14.4%

資料：国勢調査

ひとり親世帯数（18歳未満の子どもがいる母子家庭・父子家庭）の推移をみると、平成7年から平成22年にかけて増減はあるものの、平成22年では196世帯となっています。

<ひとり親世帯の推移>

単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯総数 (①)	1,786	1,881	1,872	1,820
ひとり親世帯数 (②)	114	149	159	196
一般世帯に占める割合 (②/①)	6.4%	7.9%	8.5%	10.8%

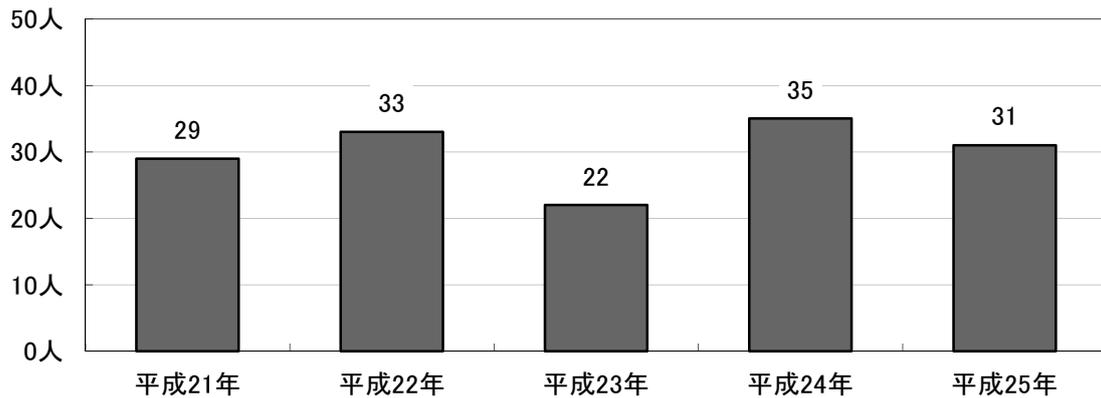
資料：国勢調査

3 婚姻及び就労の状況

(1) 出生数の推移

出生数の推移をみると、平成21年から平成25年にかけて増減しており、平成25年では31人となっています。

<出生数の推移>

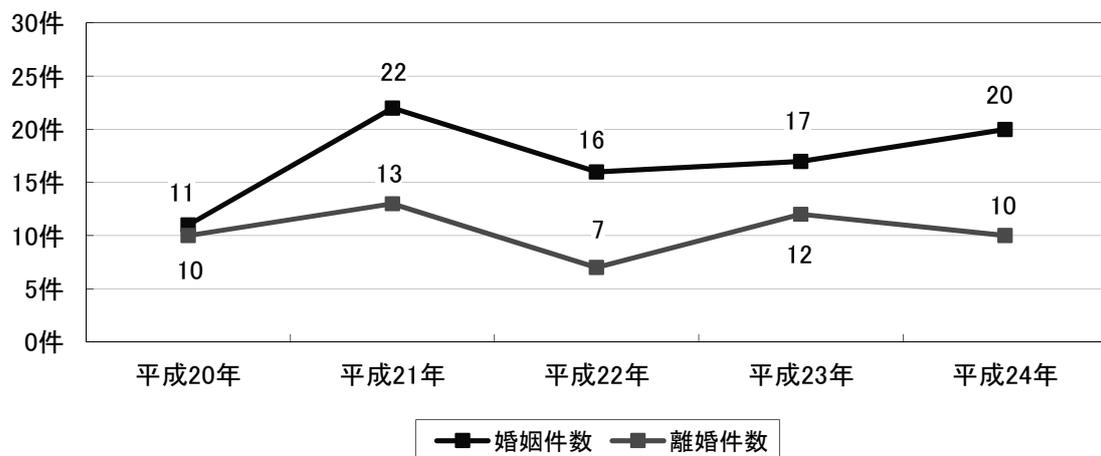


資料：人口動態調査

(2) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数・離婚件数の推移をみると、年度によって増減はあるものの大幅な動きはなく推移しており、各年度とも婚姻件数が離婚件数を上回り推移しています。

<婚姻・離婚件数の推移>



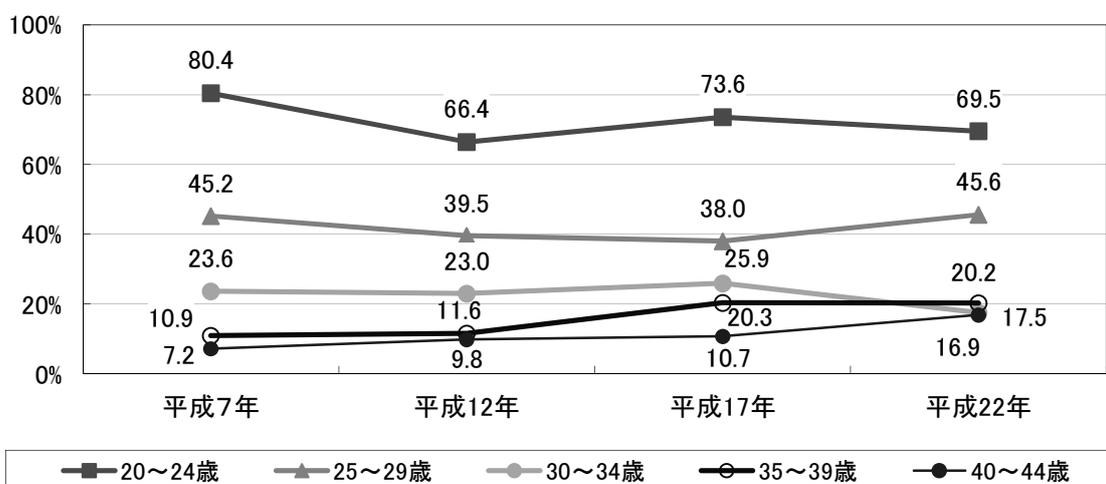
資料：住民課

(3) 未婚率の状況

女性の未婚率についてみると、平成22年では35～39歳の未婚率が平成7年と比べ約2倍近く増えています。

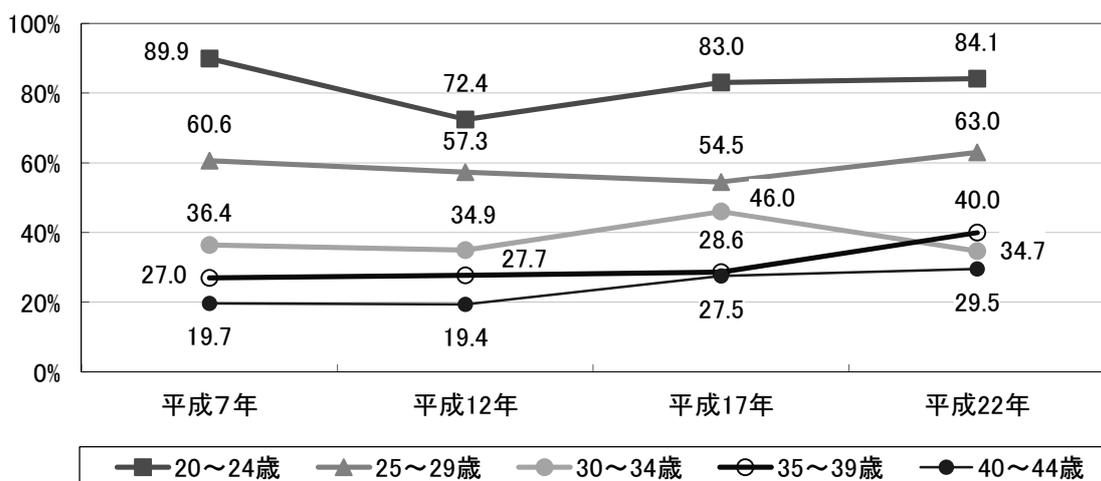
男性の未婚率についてみても、女性と同じく35～39歳、40～44歳の未婚率の増加が顕著にみられ、20代、30代前半の世代でみると増減はあるものの晩婚化などの変化はあまりみられません。

＜女性の未婚率の推移＞



資料：国勢調査

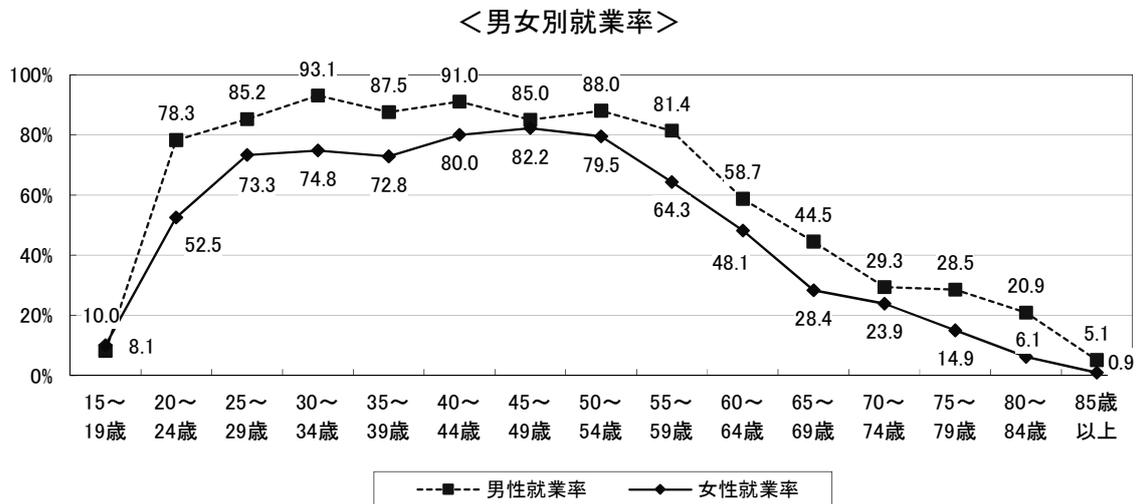
＜男性の未婚率の推移＞



資料：国勢調査

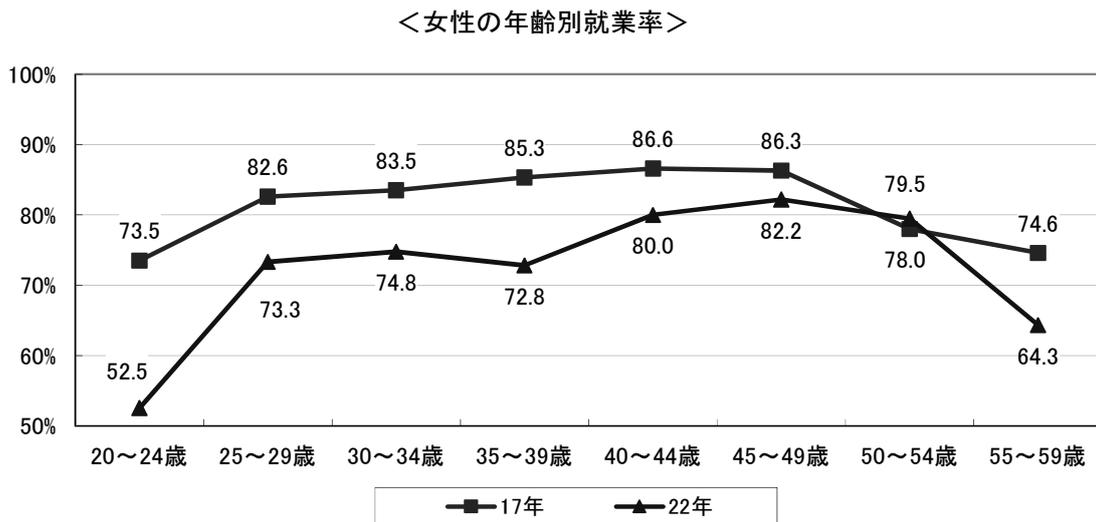
(4) 女性の就労状況

平成22年における就業率（人口に占める就業者数の割合）を男女別に比較すると、20歳代前半以降男女差が大きくなり、20～24歳代では25.8ポイント差と大きく開いています。



資料：平成22年国勢調査

女性の年齢別就業率について、平成17年と平成22年とで比較すると、50～54歳の年齢層を除き平成17年の就業率が高くなっている状況です。

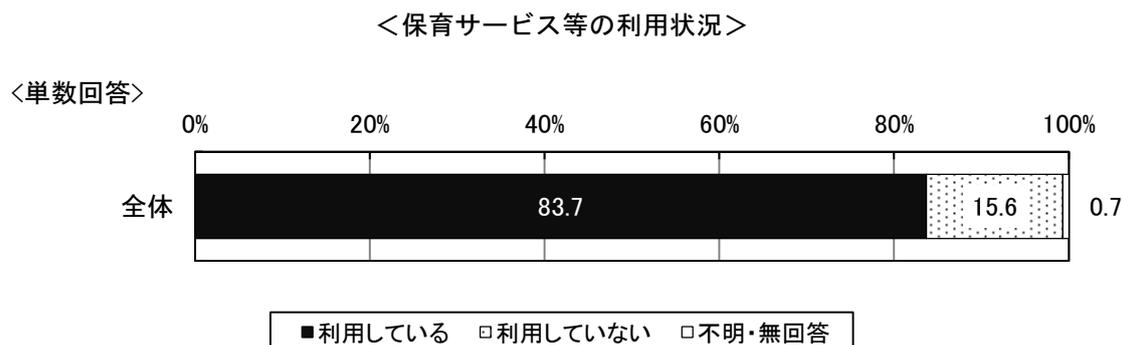


資料：平成17年、平成22年国勢調査

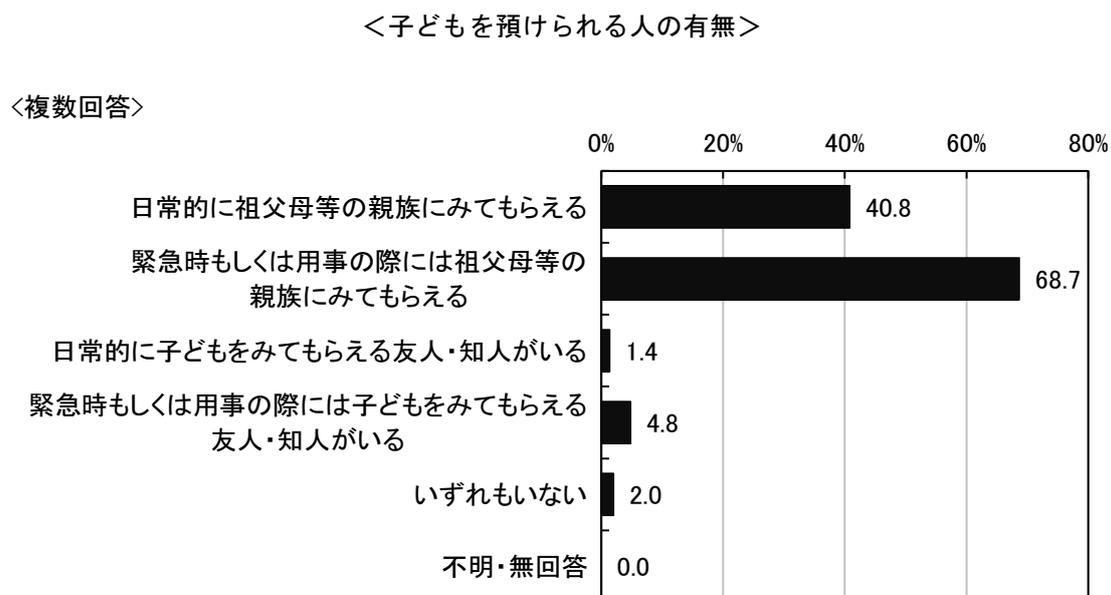
4 アンケート調査結果の概要

(1) 保育サービスについて

定期的な保育サービス等の利用状況をみると、「利用している」が83.7%、「利用していない」が15.6%となっています。



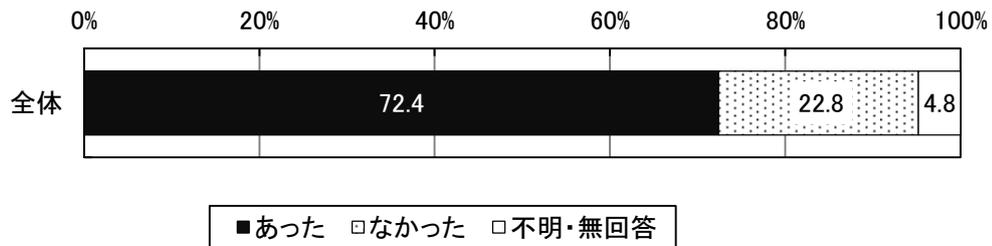
子どもを預けられる人の有無をみると、「日常的に預かる人がいる（祖父母等）」は、40.8%と約4割を占めています。また、「緊急時に預かる人がいる（祖父母等）」では68.7%となっています。一方、友人や知人になると日常的に預かれる方と緊急時や用事の際に預かれる方を合わせても、1割にも満たないことから、本町内では核家族化の進行はあるものの「三世同居」や「同じ敷地内または行動範囲内に祖父母が生活している」方が多いことがうかがえます。



この1年間に、子どもが病気やケガで通常の保育サービス等を利用できなかったことの有無をみると、利用できないことが「あった」が72.4%、「なかった」が22.8%となっており、7割以上の人が保育サービス等を利用できなかった経験がある状況がみられます。

<病気やケガで保育サービス等が利用できなかったことがあるか>

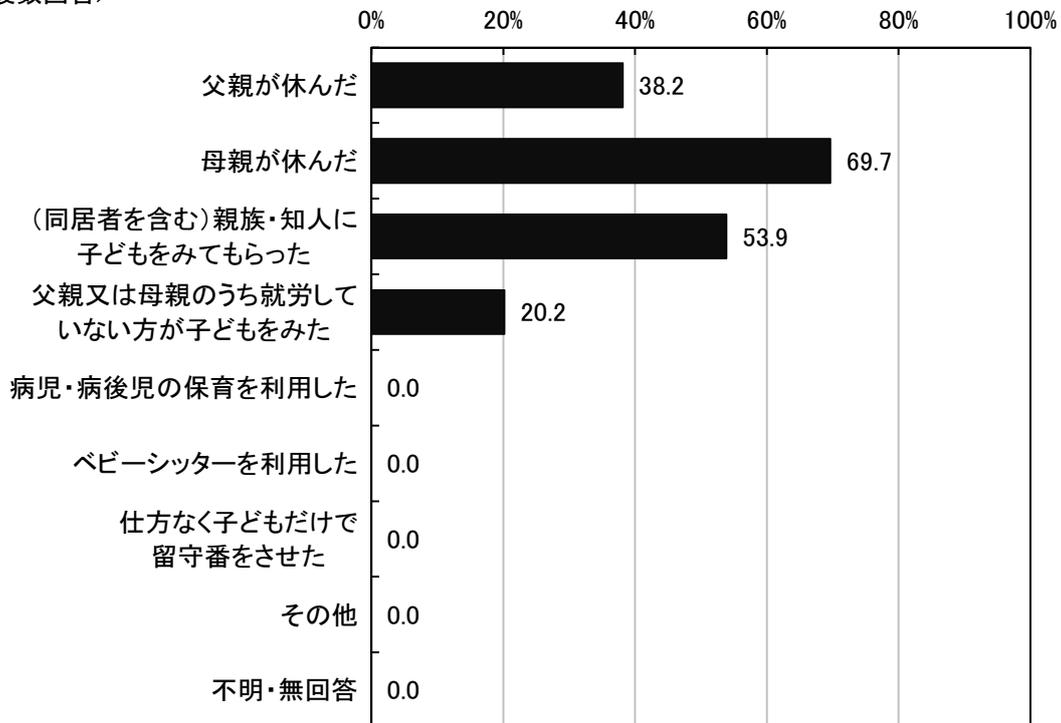
<単数回答>



子どもが病気やケガで保育サービスの利用ができなかった際の対処方法についてみると、「母親が休んだ」が69.7%、「親族・知人に子どもをみてもらった」が53.9%となっています。

<病気やケガで保育サービスの利用ができなかった際の対処方法>

<複数回答>

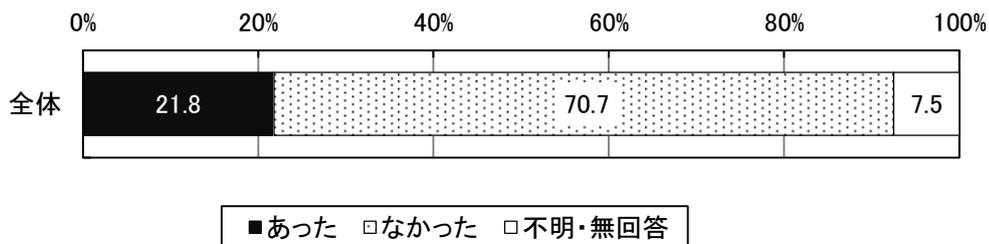


第2章 津奈木町の現状

保護者の用事で、泊まりがけで家族以外にみてもらったことの有無についてみると、「あった」が21.8%、「なかった」が70.7%となっています。

＜保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）で、
泊まりがけで家族以外にみてもらったことの有無＞

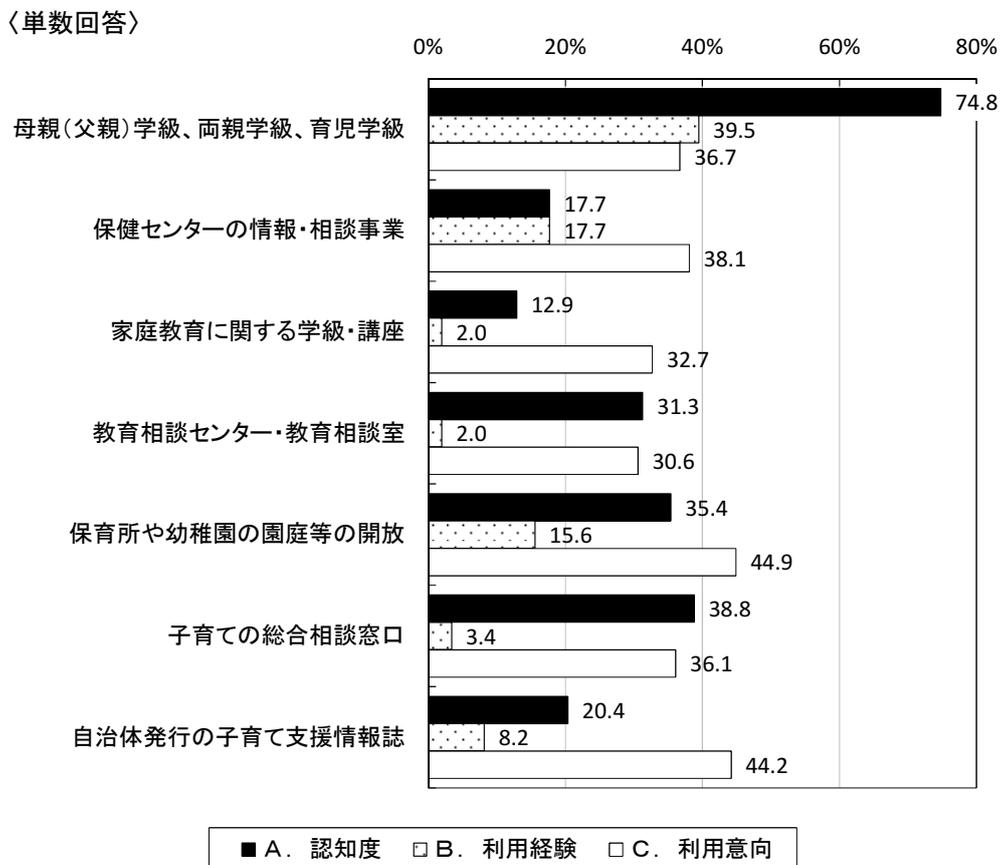
＜単数回答＞



(2) 子育て支援サービスについて

子育て支援サービスの認知度についてみると、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」が74.8%と他のサービスよりも高くなっています。利用経験についてみると、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」が39.5%、次いで「保健センターの情報・相談事業」が17.7%となっています。利用意向についてみると、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が44.9%、次いで「自治体発行の子育て支援情報誌」が44.2%となっています。

＜子育て支援サービスの認知度・利用経験・利用意向＞

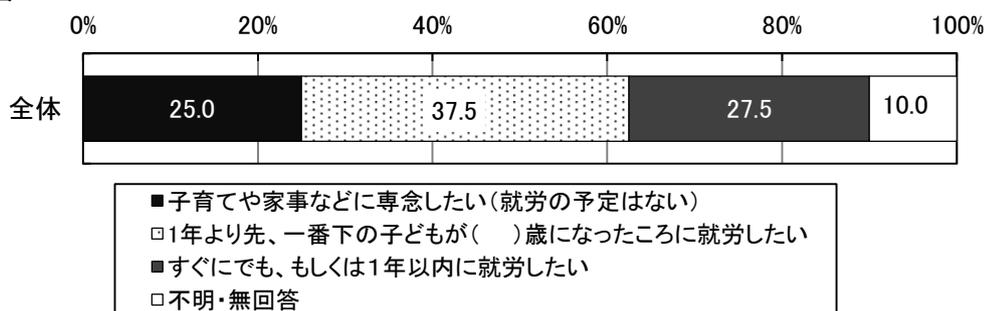


(3) 仕事と子育ての両立について

母親の就労希望をみると、「1年より先、一番下の子どもが〇歳（主に1歳と6歳）になったころに就労したい」が37.5%、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が27.5%となっており、就労希望が高くなっています。

<母親の就労希望（現在、働いていない人のみ）>

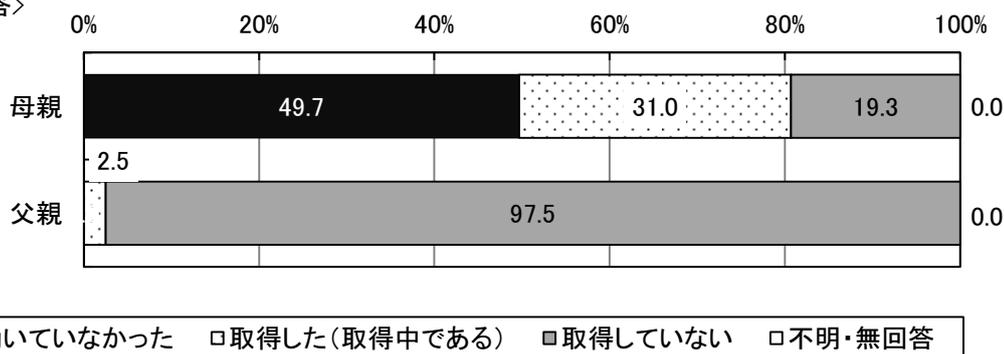
<単数回答>



育児休業の取得状況についてみると、母親では「働いていなかった」が49.7%、「取得した（取得中である）」が31.0%となっています。父親では「取得していない」が97.5%となっており、父親の利用が進んでいない状況です。

<育児休業の取得状況>

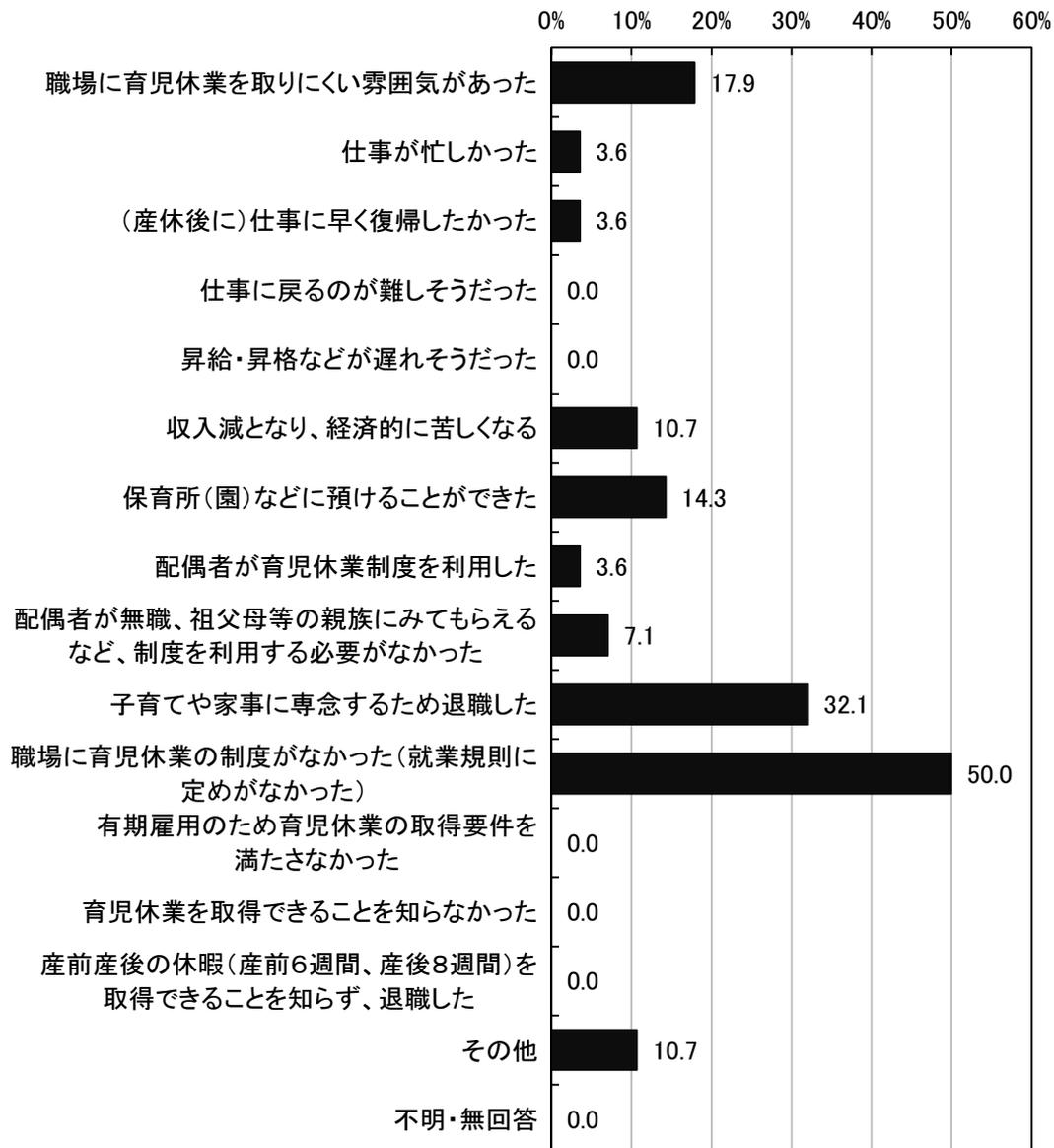
<単数回答>



育児休業を取得していない理由についてみると、母親では「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が50.0%、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」が32.1%となっています。

<育児休業を取得していない理由【母親】>

<複数回答>



第 3 章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 計画の方向性
- 3 子ども・子育て支援新制度の概要
- 4 教育・保育提供区域の設定
- 5 取り組みの体系

1 基本理念

本町での子育てや教育環境は、豊かな自然に恵まれ、地域の方々や社会福祉協議会、さらには各種団体等において、様々な子どもたちの健全育成に関する取り組みを行っており、周囲の人たちの支援も受けやすいなど、都会とは違った良さがあります。

しかし、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることは年々難しくなっています。

これまでは若い世代が結婚や出産、子育てに希望を持つことができる社会をめざし「少子化対策」という考え方で子どもの支援に取り組んできましたが、今後も状況の変化に対応するため、子どもの目線で子育てに向き合う「子どもが主人公」という考え方で、子どもたちの幸せを守っていかねばなりません。

そのため、子どもたちの思いを尊重し、保育園に行きたい、学校に通いたいと思えるような質の高い教育・保育を総合的に行っていきます。

また、子どもたちの健やかな成長は、家庭や地域など子どもたちを取り巻く環境に大きく左右されるため、地域での子育て支援の充実を図り、町全体で子育てを応援していきます。

本計画では、「津奈木町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の流れを引き継ぎ、町民一人ひとりが誇りを持ち、地域全体で思いやりをもって子育てを支援していきながら、生活に潤いのあるまちづくりをめざすため、「住みたくなる町づくりの推進」を基本理念として掲げます。

「住みたくなる町づくりの推進」

2 計画の方向性

- 子育ては“人づくり”であり、次の世代に親となる子どもたちに、親になることのこころ構えなどの教育の支援や働きかけを支援します。
- 子どもの感じ方・見方を尊重し、子どもが安全で親が安心できる、地域における子育ての推進を図ります。
- 社会環境の変化や住民の価値観の多様化に伴い、子育て支援に係るニーズの多様化に対応したサービスの推進に取り組みます。
- 子育て関連ならびに次世代の育成支援については、地域の社会的な条件などの特性を踏まえ、ニーズ及び必要とされる支援策を推進します。

3 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなりました。

1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども

2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

【保育を必要とする子ども】

3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

【保育を必要とする子ども】

※保育の必要性の認定（2号認定・3号認定）にあたっては、以下の3点が考慮されます。

① 保育を必要とする事由

・就労

フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など、基本的に全ての就労を含む。

・就労以外

産前産後、保護者の疾病・障害、親族の介護等、災害復旧、求職活動、就学など。

② 保育の必要量

「保育標準時間」利用 …主にフルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）

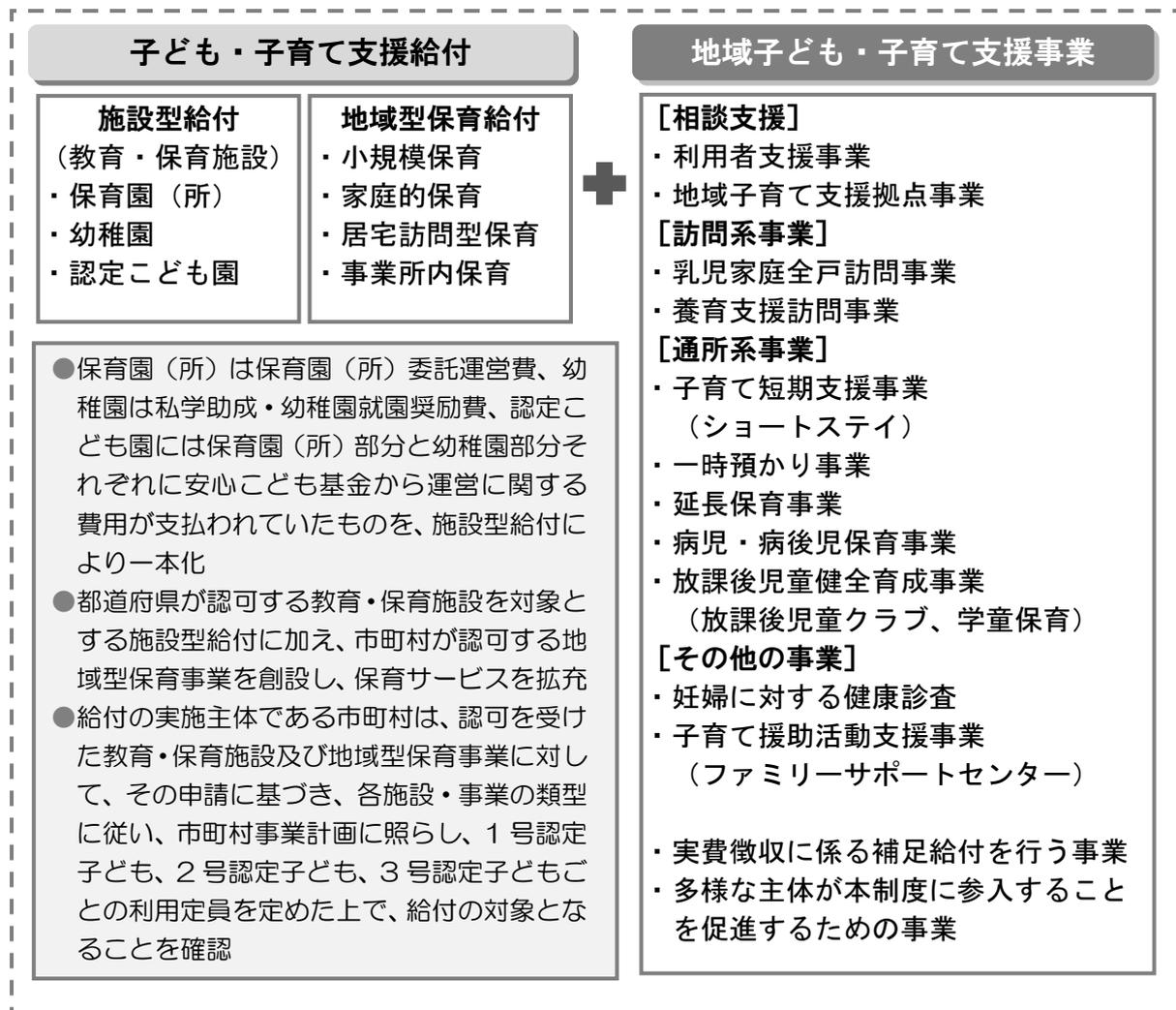
「保育短時間」利用 …主にパートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

※本町では、下限時間を1月あたり48時間以上とします。

③ 優先利用

ひとり親家庭や生活保護世帯など。

(2) 子ども・子育て支援サービスの概要



※新制度全体に関する内容であり本町にない施設や事業も記載しています。

施設型給付

■保育園（所）・幼稚園

保育園（所）は、児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）です。

幼稚園は、学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）です。「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的」としています。

■認定こども園

幼稚園・保育園（所）などのうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）です。

地域型保育事業

小規模保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
家庭的保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業
事業所内保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業



4 教育・保育提供区域の設定

(1) 国の考え方

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

(2) 区域設定の進め方についての補足

区域と事業計画について

●「量の見込み」と「確保方策」を区域ごとに設定し、事業計画に記載。

○各年度の児童の認定区分ごとの「教育・保育」の「量の見込み」（需要）に対する「確保方策」（「いつ」・「どの施設・事業で」・「どのくらいの」提供を行っていくのか）を記載。

○「地域子ども・子育て支援事業」についても同様に、各事業の計画を記載。

(3) 津奈木町の教育・保育提供区域について

「教育・保育提供区域」は、子ども子育て支援法の規定に基づき、津奈木町全域を1区域として設定します。

本町については、地理的、人口規模が大きいことや地域的なつながりが深く、日常生活圏域として捉えられている小学校区の基礎圏域を一つの中学校でカバーしていることから町全体を圏域ととらえ地域での支え合いのもと、全ての子どもたちが等しく、豊かな教育・保育を受けられるような取り組みが必要です。

また、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることから町を区域ごとに分けるのではなく全域を圏域ととらえることで、幼稚園、保育園、小学校をはじめ様々な施設や事業を町全体で連携できる小さい町のメリットを活かすことができると考えられます。

5 取り組みの体系

1 子ども・子育て 支援給付	1 施設型給付	①認定こども園 ②保育園 ③幼稚園
	2 地域型保育給付	①小規模保育 ②家庭的保育 ③居宅訪問型保育 ④事業所内保育
2 地域子ども・子 育て支援事業	1 地域子ども・ 子育て支援事業等	①利用者支援事業 ③妊婦健康診査 ⑤子育て短期支援事業・ トワイライトステイ事業 ⑦一時預かり事業 ⑨病児・病後児保育事業 ⑩放課後子ども教室
		②子育て支援拠点事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑥ファミリー・サポート・センター事業 ⑧時間外保育事業(延長保育事業) ⑩放課後児童健全育成事業
3 津奈木町での 取り組み	1 職業生活と家庭生活と の両立の推進	(1)仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進 ①男女共同参画推進事業
	2 要保護・要支援児童への 取り組みの推進	(1)児童虐待防止対策の充実 ①児童虐待防止活動 (2)ひとり親家庭等の自立支援の推進 ①福祉サービス等各種制度の充実 ②社会参加の促進 (3)障がい児施策の充実 ①健康診査や学校における健康診断等の充実 ②幼保小中連携体制の推進 ③障がい福祉サービス等の充実
	3 子どもと保護者の 健康づくり	(1)子どもや親の健康の確保 ①乳幼児健診の充実 ②育児学級の充実 (2)小児救急医療体制の充実 ①小児救急医療体制の充実 ②小児医療の情報提供の充実
	4 地域における子育て 支援	(1)経済的支援の充実 ①チャイルド・ジュニアシート貸出事業 ②子ども医療費助成事業 ③風しん予防接種助成事業 ④多子世帯の保育料無料 (2)情報提供・相談支援体制の充実 ①子育てに関する情報提供の充実 ②相談支援体制の充実 (3)子どもの視点に立った居場所づくりの充実 ①地域施設の開放・充実 ②図書館の充実 ③青少年教育施設活動の充実 ④美術館・野外彫刻 (4)子育て仲間との交流・ふれあいの場の充実 ①キラキラ☆クラブ・親子ふれあいルームの充実 ②離乳食教室の充実

第4章 子ども・子育て支援給付

- 1 施設型給付
- 2 地域型保育給付

1 施設型給付

現在、町立保育園が1箇所、私立保育園が1箇所、幼稚園が1箇所あり、それぞれ教育・保育を実施しています。認定こども園に関しては、本町では実施しておりません。

事業名	担当課	内容
認定こども園	住民課 教育委員会	幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備える事業です。 ①教育及び保育を一体的に提供 ②地域における子育て支援の実施
保育園	住民課	保護者の労働または疾病その他の政令で定める基準に従い 条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児などの児 童を保育する事業です。
幼稚園	教育委員会	幼稚園教育の目標を達成するために必要な様々な体験が豊 富に得られるような環境を構成し、その中で幼児が幼児期にふ さわしい生活を営むようにする事業です。

2 地域型保育給付

現在、地域型保育に関しては、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育それ
ぞれ実施しているところはありません。

事業名	担当課	内容
小規模保育	住民課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人 以上19人以下の保育を行います
家庭的保育	住民課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人 以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者が保育 を行います。
居宅訪問型 保育	住民課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要 とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を 行います。
事業所内保育	住民課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設 において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要 とする子どもの保育を行います。

<5歳以下各歳人口の推移>

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	36	28	28	27	25	26	26
1 歳	20	35	27	25	26	24	25
2 歳	28	20	35	27	25	26	24
3 歳	37	28	20	35	27	25	26
4 歳	38	38	29	21	37	28	26
5 歳	39	39	39	30	22	39	30
合計	198	188	176	165	162	168	157
対前年比		0.94	0.93	0.93	0.98	1.03	0.93

資料：住民基本台帳（コーホート法を用いて算出）

※平成 25 年は 4 月 1 日現在の実績

		平成 25 年度（平成 26 年 3 月 31 日）				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外 3～5 歳	0 歳	1、2 歳
実績値		19	0	94	28	46
（他市町村から受け入れる子ども）		0	0	水俣市 4 人 芦北町 1 人	水俣市 5 人 芦北町 1 人	水俣市 5 人 芦北町 1 人
確保 方 策	特定教育・保育施設	町内 105 人	町内 97 人、水俣市 2 人		町内 29 人 水俣市 4 人 八代市 1 人	町内 47 人 水俣市 4 人 諫早市 1 人
	保育所			97	29	47
	幼稚園	19	0			
	認定こども園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0
	小規模保育				0	0
	家庭的保育				0	0
	居宅訪問型保育				0	0
事業所内保育				0	0	

第4章 子ども・子育て支援給付

		平成27年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1、2歳
量の見込み		21	0	56	20	43
(他市町村から受け入れる子ども)		0	0	水俣市2人 芦北町2人	水俣市2人	水俣市3人 芦北町3人
確保 方 策	特定教育・保育施設	町内105人	町内90人、水俣市4人		町内30人 水俣市2人	町内60人 水俣市6人
	保育所			90	30	60
	幼稚園	105	0			
	認定こども園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0
	小規模保育				0	0
	家庭的保育				0	0
	居宅訪問型保育				0	0
	事業所内保育				0	0

		平成28年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1、2歳
量の見込み		21	0	55	19	35
(他市町村から受け入れる子ども)		0	0	水俣市2人 芦北町2人	水俣市2人	水俣市3人 芦北町3人
確保 方 策	特定教育・保育施設	町内105人	町内90人、水俣市4人		町内30人 水俣市2人	町内60人 水俣市6人
	保育所			90	30	60
	幼稚園	105	0			
	認定こども園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0
	小規模保育				0	0
	家庭的保育				0	0
	居宅訪問型保育				0	0
	事業所内保育				0	0

		平成 29 年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1、2歳
量の見込み		21	0	55	19	35
(他市町村から受け入れる子ども)		0	0	水俣市 2人 芦北町 2人	水俣市 2人	水俣市 3人 芦北町 3人
確保 方 策	特定教育・保育施設	町内 105人	町内 90人、水俣市 4人		町内 30人 水俣市 2人	町内 60人 水俣市 6人
	保育所			90	30	60
	幼稚園	105	0			
	認定こども園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0
	小規模保育				0	0
	家庭的保育				0	0
	居宅訪問型保育				0	0
事業所内保育				0	0	

		平成 30 年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1、2歳
量の見込み		22	0	59	20	35
(他市町村から受け入れる子ども)		0	0	水俣市 2人 芦北町 2人	水俣市 2人	水俣市 3人 芦北町 3人
確保 方 策	特定教育・保育施設	町内 105人	町内 90人、水俣市 4人		町内 30人 水俣市 2人	町内 60人 水俣市 6人
	保育所			90	30	60
	幼稚園	105	0			
	認定こども園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0
	小規模保育				0	0
	家庭的保育				0	0
	居宅訪問型保育				0	0
事業所内保育				0	0	

第4章 子ども・子育て支援給付

		平成31年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1、2歳
量の見込み		20	0	53	20	34
(他市町村から受け入れる子ども)		0	0	水俣市2人 芦北町2人	水俣市2人	水俣市3人 芦北町3人
確保 方 策	特定教育・保育施設	町内105人	町内90人、水俣市4人		町内30人 水俣市2人	町内60人 水俣市6人
	保育所			90	30	60
	幼稚園	105	0			
	認定こども園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0
	小規模保育				0	0
	家庭的保育				0	0
	居宅訪問型保育				0	0
事業所内保育				0	0	

提供体制、確保方策の具体的な考え方

現在、2つの認可保育所で利用定員を0歳児30人・1,2歳児60人・3歳以上90人で定めており、ニーズ量を満たしているため量の確保に努めます。

現在、本町の認可保育所では、定員の弾力化により、認可定員を超えて子どもを受け入れている施設はありませんが、常に定員を超えている状況が発生する場合は定員の見直しにより定員枠の拡大を図ります。

【1号認定：3～5歳（教育のみ）】

現在、町内に公立幼稚園があり広域利用はありません。定員にも余裕があるため引き続き量の確保に努めます。

【2号認定：3～5歳（保育の必要性あり）】

2号認定についても、現在は定員の余裕があるため今後も維持していきます。また引き続き近隣市町村と調整の上、広域利用希望者に対して確保を行います。

○広域利用：平成27年度見込み 水俣市5名

【3号認定：0歳（保育の必要性あり）】

3号認定（0歳）については、年度の途中で増え、年度末になると、町内の2園ともに定員に近い利用がありますが、町内に新設での保育所等の設置は困難なため、定員を超えるような場合は、近隣市町村と調整の上、広域利用による確保を行います。

○広域利用：平成27年度見込み 0名

【3号認定：1・2歳（保育の必要性あり）】

3号認定（1,2歳）については、量の見込みに対して十分な提供体制が確保されており、現在の提供体制を維持します。

○広域利用：平成27年度見込み 水俣市5名

第 5 章 地域子ども・子育て支援事業

1 地域子ども・子育て支援事業等

1 地域子ども・子育て支援事業等

事業名	担当課	内容
利用者支援事業	住民課	<p>子ども及びその保護者が、保育所での保育や一時預かり、また放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。</p> <p>その他に保健師などが、妊娠期から子育て中の保護者に対し、育児のさまざまな相談や支援を行います。</p> <p>現在、利用者支援事業として本町で位置付けてはいませんが継続して上記内容の支援を行います。</p>

■量の見込み

単位(か所)

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0	0

事業名	担当課	内容
子育て支援拠点事業	住民課	<p>子育て家庭の親子の交流等を促進する子育て支援拠点により、子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する事業です。</p> <p>現在、親子同士の交流や相談を行うキラキラ☆クラブを毎月2回開設しています。その他、幼稚園・保育所などで保護者からの相談にも随時対応していることから、施設での窓口設置なども視野に入れ提供体制の確保に努めます。</p>

■量の見込み

単位(人回)

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	0	99	89	86	86	84
②確保の内容	0	96	100	100	100	100
②-①	0	△3	11	14	14	16

事業名	担当課	内容
妊婦健康診査	住民課	<p>安心・安全に出産できる体制づくりを進めるため、妊産婦・乳児・乳幼児に対して健康状態の把握等を行います。</p> <p>今後も妊娠期を健康に過ごし安心して出産が迎えられるよう、医療機関と連携しながら支援していきます。</p> <p>実施場所：熊本県内の医療機関</p> <p>実施時期：通年実施</p> <p>実施体制：熊本県医師会との委託契約</p> <p>検査項目：熊本県医師会と市町村が協議の上、定める基本的な妊婦健康診査項目</p>

■量の見込み

単位(人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込	364	378	350	364	364
② 確保の内容	364	378	350	364	364
②-①	0	0	0	0	0

事業名	担当課	内容
乳児家庭全戸訪問事業	住民課	<p>子育ての孤立化を防ぐために、基本的に生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。</p> <p>保健師等ができる限り早い時期に家庭訪問を実施し、子どもの健やかな成長を図り、母親の育児不安等を軽減し子育て支援を行います。</p> <p>実施体制（職員人数）：保健師2名</p>

■量の見込み

単位(人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込	26	27	25	26	26
② 確保の内容	26	27	25	26	26
②-①	0	0	0	0	0

第5章 地域子ども・子育て支援事業

事業名	担当課	内容
子育て短期支援事業 トワイライトステイ事業	住民課	<p>保護者が疾病・疲労、仕事など理由により家庭において子どもを養育することが困難となった場合、児童養護施設等で子どもを一時的に預かり、必要な保護を行います。</p> <p>実施を行う場合は、水俣市の児童養護施設に委託し行う予定です。</p> <p>調査においてはニーズを確認できませんでしたが、今後も引き続きニーズを把握していきます。</p>

■量の見込み

単位(人日)

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0	0

事業名	担当課	内容
ファミリー・サポート・センター事業	住民課	<p>仕事と家庭の両立など、子育てを支援するため、子どもを預かってほしい方(依頼会員)と子どもを預かることができる方(協力会員)とを会員として組織し、会員相互の活動を支援する事業です。</p> <p>現在は実施していないため、平成27年度から正確なニーズを把握し平成28年度以降に事業実施を検討します。</p>

■量の見込み

単位(人日)

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	0	8	8	8	8	8
②確保の内容	0	0	8	8	8	8
②-①	0	△8	0	0	0	0

事業名	担当課	内容
一時預かり事業	住民課	<p>就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等に対応するため、未就園児を一時的に保育所等で預かる事業です。</p> <p>現在、保育所1箇所事業を実施しており、現在の提供体制を維持し、引き続き事業を実施します。</p>

■量の見込

単位(人日)

		平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
幼稚園での 一時預かり	①量の見込	140	65	63	63	68	60
	②確保の内容	140	170	170	170	170	170
	②-①	0	0	0	0	0	0
一時預かり	①量の見込	24	250	234	229	237	222
	②確保の内容	24	250	234	229	237	222
	②-①	0	0	0	0	0	0

事業名	担当課	内容
時間外保育事業 (延長保育事業)	住民課	<p>保護者の就労形態の多様化などに伴う延長保育の需要に対応するため、保育所の11時間の開所時間の前後において、さらに30分以上、保育所の開所時間を延長して保育を行う事業です。</p> <p>現在、町内保育所2箇所ともに実施しており、提供体制の確保に努めニーズ量を満たしていきます。</p>

■量の見込み

単位(人)

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	8	12	11	11	11	10
②確保の内容	8	15	15	15	15	15
②-①	0	3	4	4	4	5

第5章 地域子ども・子育て支援事業

事業名	担当課	内容
病児・病後児保育事業	住民課	<p>保護者が就労等により、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは事業のための専用施設で、一時的に保育する事業です。</p> <p>現在は事業の実施がなく、今後、隣接する水俣市との連携し事業を実施する予定です。また、ファミリーサポートセンター等での設置などを検討し提供体制を確保します。</p>

■量の見込み

単位(人日)

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	0	239	224	220	228	213
②確保の内容	0	0	250	250	250	250
②-①	0	△239	26	30	22	33

事業名	担当課	内容
放課後児童健全育成事業	住民課	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学中の児童に対し、保育施設等で放課後及び長期休暇等に預かり、子どもの健全育成を図る事業です。</p> <p>現在、町施設「つなぎ児童クラブ 風ん子」を設置しており、引き続き事業を実施します。利用児童数には余裕がありますが、平成27年度から対象児童を小学校低学年から就学中の児童へひろげたことで、継続して定員を超えるような場合は、小学校の余裕教室等の活用も含め事業の推進を図ります。</p>

■量の見込

単位(人)

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	22	31	31	30	28	28
	高学年	0	0	0	0	0	0
②確保の内容		35	35	35	35	35	35
②-①		18	4	4	5	7	7

事業名	担当課	内容
放課後子ども教室	住民課	<p>放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、学習や様々な体験の機会を定期的・継続的に提供することを目的とし実施する事業です。</p> <p>現在、事業の実施及び設置予定はなく今後も既存の児童クラブの充実を優先していきますが、実施する場合は、教育委員会と連携し提供体制を確保します。</p>

■量の見込み

単位(人)

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込		0	0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0	0

「放課後子ども総合プラン」について

共働き家庭等において、子どもが保育園から小学校に進学する際、預けられる時間が短くなることにより、直面する社会的な問題を、「小1の壁」といいます。

子どもについては、家で一人で過ごす時間が増え、安全面や精神面での影響が懸念されています。両親（特に母親）については、子どもの小学校入学を機に働き方の変更を迫られるケースが多く見られます。

安全・安心な放課後等の居場所の確保については、全国的に早急な整備が求められているのが現状です。

国においては、共働き家庭等の「小1の壁」の解消を図り、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができる環境の整備を目的として、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子供教室）の計画的な整備を進めるための「放課後子ども総合プラン」が平成26年7月に策定されました。

市町村においても、全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備することが求められています。

津奈木町については、以上のことを鑑み次の通り整備方針を定めました。

津奈木町「放課後子ども総合プラン」

～放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備方針等～

市町村が取り組むべき項目	津奈木町の方針
放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量	町内 1 箇所で実施。平成 31 年度 28 名の利用を見込んでいる。
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量	放課後児童クラブの充実を最優先とし、設定しない。
放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画	放課後児童クラブの充実を最優先とし、設定しない。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策	放課後児童クラブの充実を図り、安全・安心な放課後等の居場所の確保に努める。 小学校の空き教室の活用については、児童生徒・地域住民に対し、学校教育に支障のない範囲で、学校施設の開放を進めることで対応する。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	利用状況を踏まえ、必要に応じて今後、検討を図る。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	教育委員会と住民課で積極的な情報交換・共有を行う。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	保護者等と協議し検討を行い必要に応じて津奈木町子ども・子育て会議にはかる。
地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室実施に関する検討の場（運営協議会等）について	津奈木町子ども・子育て会議等を通じ検討を行う。

第 6 章 津奈木町での取り組み

- 1 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 2 要保護・要支援児童への取り組みの推進
- 3 子どもと保護者の健康づくり
- 4 地域における子育て支援

1 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

男女共同参画の推進を図るとともに、企業や労働者へ育児休業等の取得の促進、また、男性の子育てへの参加の促進により、仕事と生活の調和の実現をめざします。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	男女共同参画推進事業	総務課	<p>男女がお互いに個性と能力を尊重し合い、あらゆる分野において社会参画できるよう、平成22年より「津奈木町男女共同参画プラン」に基づき、男女の人権が尊重される町及び地域社会の実現を図っています。</p> <p>また、平成27年度より、本町がめざしている「住みたくなる町づくり」の実現に向け、「誰もが心をつなぎ合う やさしさと希望に満ちたまちづくり」をテーマとして、本町の強みや特性をできるかぎり活かした計画である第2次津奈木町男女共同参画プランを推進しています。</p>



2 要保護・要支援児童への取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

関係機関との連携を図り、虐待の早期発見・防止に努めるとともに、ケース検討会議を開催するなど、児童虐待防止対策の充実を図ります。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	児童虐待防止活動	住民課	<p>児童虐待の早期発見・防止のために、関係機関によるネットワークの構築を図り、情報交換とケース検討会議を開催するとともに、虐待を受けている子どもや、虐待をしている親に対するケアの充実に取り組んでいます。</p> <p>また、民生委員等が中心となり家庭への支援を進めます。</p>

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の現況を把握し、福祉サービス等各種制度を充実するとともに、相談体制の充実や就業機会の確保に努め、自立を支援します。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	福祉サービス等各種制度の充実	住民課	<p>ひとり親家庭等においては、「津奈木町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例」を定め、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、生活の安定と福祉の向上を図っています。</p> <p>今後も、ひとり親家庭等の福祉の向上等を目的とし、意見や要望の把握に努め、関係機関と連携して制度の改善と周知を図ります。</p>
2	社会参加の促進	住民課	<p>ひとり親家庭等に対する相談体制の充実を図るとともに、国及び県の「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の活用を周知し、ひとり親家庭等の就業機会の確保に努め、社会参加の促進を図ります。</p>

(3) 障がい児施策の充実

健康診査等により疾病や事故の予防・早期発見に努めるとともに、障がいのある子どもとその家庭に対し、一人ひとりの障がいの状況に応じた療育・教育支援等に取り組みます。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	健康診査や学校における健康診断等の充実	住民課 教育委員会 連携	障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、乳幼児に対する健康診査や、学校健診等を実施しています。 今後も、家庭や関係機関と連携しながら、事業に取り組みます。
2	幼保小中連携体制の推進	教育委員会等	幼稚園・保育園、小・中学校、福祉部署など関係機関との連携により、体制づくりを強化します。また、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の成長や自立に向けた主体的な取り組みを支援するため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を推進しています。 今後も、保護者や地域住民等の特別支援教育への理解と啓発を図ります。
3	障がい福祉サービス等の充実	住民課	障がい福祉サービス等の周知や相談支援の充実により、保護者の負担軽減と障がいのある子どもの自立や社会参加を促進しています。 今後も、国等の制度の動向を踏まえ、適切に対応します。

3 子どもと保護者の健康づくり

(1) 子どもや親の健康の確保

親子がともに健康な生活を送ることができ、子どもが健やかに発育・発達していけるよう健診や育児学級等による支援を行います。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	乳幼児健診の充実	住民課	<p>疾病の早期発見、心身の発育・発達のチェック、生活習慣や栄養・育児に関する相談、子育て支援、児童虐待の予防・早期発見を目的として、乳幼児健診を実施しています。</p> <p>今後も、子どもの健やかな成長を支援するため、健診を通じ、きめ細やかな支援を図ります。</p>
2	育児学級の充実	住民課	<p>生後2か月から5か月の乳児及びその家族を対象に育児学級を年3回開催し、乳児の運動発達確認や離乳食指導などを行っています。</p> <p>今後も、乳児の健やかな成長を支援し、育児に関する知識を普及するとともに、親子の仲間づくりの機会を提供します。</p>

(2) 小児救急医療体制の充実

安心して子どもを産み育てることができるよう、小児医療の充実に努めるとともに、小児救急医療体制を充実し、子どもが健やかに育つことができる環境をつくります。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	小児救急医療体制の充実	住民課	<p>小児救急、休日・祝日在宅当番事業を水俣・芦北地域で広域的に取り組んでいます。</p> <p>今後も、住民ニーズに対応していくため、小児救急医療体制の充実を図ります。</p>
2	小児医療の情報提供の充実	住民課	<p>小児救急電話相談の情報提供等を行っています。</p> <p>今後も、病気等に対する対処法や病院に関する情報提供を行います。</p>

4 地域における子育て支援

(1) 経済的支援の充実

子育て家庭の経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境を充実します。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	チャイルド・ジュニアシート貸出事業	総務課	乳幼児をもつ保護者等または、一時的にチャイルド・ジュニアシートを必要とする町民に対して、貸し出しを行っています。 今後も、継続して実施します。
2	子ども医療費助成事業	住民課	津奈木町子ども医療費助成に関する条例に基づき、中学3年生までの子どもに対し、医療費の助成を行っています。 子どもの病気の早期発見を促進し、健康を守るため今後も継続し、安心して子どもを産み育てる環境の充実を図ります。
3	風しん予防接種助成事業	住民課	風しん感染症から妊婦を守り、安心して出産できるように接種費用の助成を行っています。
4	多子世帯の保育料無料	住民課	児童が3人以上の多子世帯に対し3歳未満の保育料を無料とし、子どもを産み育てやすい環境の整備を推進します。

(2) 情報提供・相談支援体制の充実

子育てに関する情報提供を充実するとともに、乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問・子育てサロンでの相談支援体制の充実を図り、育児の不安解消に取り組みます。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	子育てに関する情報提供の充実	住民課	広報やホームページ、有線放送などを通じて、子育てに関する情報提供を行っています。 今後も、広報やホームページなどを通じて、子育てに関する情報提供の充実を図ります。
2	相談支援体制の充実	住民課	住民課の保健師等が、乳幼児健診や家庭訪問の際に相談支援を行っています。 今後も様々な取り組みを通じた相談支援を実施することで、子育て中の保護者に対する育児の不安解消や情報提供に努めます。

(3) 子どもの視点に立った居場所づくりの充実

子どもが地域の中で遊び、学べる環境をつくるため、町の自然や地域施設を活用するとともに、自然の中でふれあえる環境づくりを整備し、子どもの視点に立った居場所づくりの充実に取り組みます。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	地域施設の開放・充実	教育委員会	<p>長期休業中の子どもたちの居場所をつくるため、図書室や体育館、プール等の町営施設の開放を行っています。</p> <p>今後も継続して夏休み等に図書室や体育館、プール等の開放を実施し、子どもが遊び・学べる環境づくりの充実を図ります。</p>
2	図書館の充実	教育委員会	<p>子どもたちの読書に対する環境を充実させるため、図書館の蔵書数を増やしていきます。</p> <p>また、おはなし会を実施するなど本に対する啓発活動も継続し、図書館の利用促進を行います。</p>
3	青少年教育施設活動の充実	教育委員会	<p>B&G海洋性スポーツ活動を充実し、自然体験活動を始めとする様々な体験活動を展開します。また、地域における活動拠点として、青少年の積極的な受入れを図ります。</p>
4	美術館・野外彫刻	振興課	<p>恵まれた自然環境等、豊かな緑を活かし町全体が美術館のような「緑と彫刻のある町づくり」は、文化を行政の柱にした町づくりの重要な施策でもあります。子どもの情操教育、感性豊かな心を育てるための環境づくりとして美術館及び野外彫刻の活用を行います。</p> <p>また、住民参画型のプロジェクトや体験型のイベントも実施しており、楽しみながら美術に関心をもつ環境を整えていきます。</p>

(4) 子育て仲間との交流・ふれあいの場の充実

子育て中の保護者が楽しく子育てに向き合える環境をつくるため、ふれあいルームを充実するとともに、離乳食教室を開催するなど、子育て仲間との交流やふれあいの場の充実に取り組めます。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	キラキラ☆クラブ・親子ふれあいルームの充実	住民課	親子のふれあいの充実を図るため、キラキラ☆クラブを実施しています。また、ふれあいルームも併設しているため今後、さらに機会の提供と内容の充実を図っていきます。
2	離乳食教室の充実	住民課	離乳食に関する情報提供や保護者同士の交流を促進するため、育児学級と併せて離乳食教室も実施しています。管理栄養士による指導を行うなど今後も内容を充実させながら継続して実施します。



第 7 章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされ、そのためにも、本計画を町民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

(1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体などとの連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 情報提供・周知

本町ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報・ホームページや有線放送等を活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど町民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービスなどの情報を、広報やホームページ、パンフレットなどの作成・配布等を通じて、町民への周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育園などの施設、地域子ども・子育て支援事業などが円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障がい児への対応など、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、子ども・子育て会議等で審議していきます。

資料編

1 津奈木町子ども・子育て会議条例

○津奈木町子ども・子育て会議条例

平成25年12月19日

条例第36号

(設置)

第1条 本町に、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、津奈木町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 児童福祉に関係する者
- (6) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、住民課福祉班において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 津奈木町子ども・子育て会議委員名簿

	所 属	役 職 名	氏 名
1	津奈木町議会	副議長（教育住民常任委員）	上村 幸一
2	民生児童委員協議会	民生・児童委員協議会長	上村 正雄
3	民生児童委員協議会	主任児童委員	財部 美智子
4	民生児童委員協議会	主任児童委員	西平 絹代
5	私立保育所	津南保育園主任保育士	吉海 留美
6	公立保育所	津奈木保育園主任保育士	森 喜代美
7	公立保育所保護者会	津奈木保育園保護者会長	林 郁 郎
8	私立保育所保護者会	津南保育園保護者会長	山 口 健
9	P T A連絡協議会	津奈木小P T A会長	諫山 卓四郎
10	P T A連絡協議会	平国小P T A会長	福田 康太郎
11	P T A連絡協議会	津奈木中学校P T A副会長	本 山 静江
12	公立幼稚園	津奈木幼稚園主任	勝田 真由美
13	公立幼稚園保護者	津奈木幼稚園保護者会長	徳田 真路
14	教育委員会	教育課長	椎葉 正盛
15	社会福祉協議会	事務局長	金 子 靖

3 支援事業計画策定の経過

日 程	内 容
平成25年11月	子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケートの実施 対象 就学前の児童を持つ親 目的 子育てに関するニーズ量の把握
平成25年12月	津奈木町子ども・子育て会議条例の制定
平成26年 4月	子ども・子育て会議委員の委嘱
平成26年 6月	第1回津奈木町子ども・子育て会議の開催 ○子ども・子育て支援新制度の概要 ○今後のスケジュールについて ○アンケート調査の結果について
平成26年 9月	第2回津奈木町子ども・子育て会議の開催 ○保育の必要性の認定基準について ○津奈木町子ども・子育て支援事業計画（案）について
平成27年 2月	第3回津奈木町子ども・子育て会議の開催 ○新制度における保育料の概要について ○津奈木町における保育料について
平成27年 3月	第4回津奈木町子ども・子育て会議の開催 ○津奈木町改定保育料について ○津奈木町子ども・子育て支援事業計画（案）について

4 用語解説

あ行

■一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

か行

■教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

■子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。

■子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。

■子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

■子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

さ行

■時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。

■事業所内保育

0～2歳児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育も行う事業。

■小規模保育

0～2歳児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。保育所分園に近い類型（A型）、家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型（C型）、その中間的な類型（B型）の3類型がある。

た行

■地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

■地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等、子ども・子育て支援法に基づき実施する事業。

■地域型保育事業

0～2歳児を対象とし、小規模保育、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員5人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育を行う事業。

な行

■乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

■認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する施設。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも継続して利用できる。また、地域における子育て支援として、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等を行う。

■妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

は行

■病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。

■ファミリーサポートセンター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

■放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

■放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の協力を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業。

や行

■養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

ら行

■利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

津奈木町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：平成 27 年 3 月

発 行：熊本県 津奈木町 住民課

〒869-5692 熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木 2123

TEL 0966-78-3113 / FAX 0966-78-3009